

再評価結果（令和4年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・技術課
担当課長名：長谷川 朋弘

事業名	一般国道158号 奈川渡改良		事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
起終点	自：長野県松本市奈川 至：長野県松本市安曇				延長	2.2km
事業概要 一般国道158号は、福井県福井市から長野県松本市へ至る延長約250kmの幹線道路である。 奈川渡改良は、防災危険箇所の回避や線形不良箇所、大型車すれ違い困難箇所の解消を目的とした、松本市奈川から同市安曇までの延長2.2km、2車線の道路事業である。						
H23年度事業化	H-年度都市計画決定		H24年度用地着手		H26年度工事着手	
全体事業費	約186億円		事業進捗率	約70%	供用済延長	0.0km
			(令和3年3月末時点)			
計画交通量	7,500台/日					
費用対効果 分析結果	B/C	総費用		総便益		基準年
	(事業全体)	0.7	(残事業)/(事業全体) 70/186億円	(残事業)/(事業全体) 126/126億円		令和3年
	(残事業)	1.8	事業費：60/176億円 維持管理費：9.8/9.8億円	走行時間短縮便益：111/111億円 走行経費減少便益：13/13億円 交通事故減少便益：1.9/1.9億円		
感度分析の結果 【事業全体】交通量：B/C=0.6~0.7（交通量±10%）【残事業】交通量：B/C=1.7~1.9（交通量±10%） 事業費：B/C=0.7~0.7（事業費±10%）事業費：B/C=1.7~2.0（事業費±10%） 事業期間：B/C=0.7~0.7（事業期間±20%）事業期間：B/C=1.8~2.1（事業期間±20%）						
事業の効果等 ①防災危険箇所の回避、大型車すれ違い困難箇所の解消、線形不良箇所の解消 ・国道158号現道には、防災危険箇所が11箇所、大型車のすれ違いが困難なトンネル4箇所存在。 ・線形不良箇所が多数存在し、これらの箇所で急ブレーキをかける車両が多く、交通事故の危険性が高い状況。 ・奈川渡改良の整備により、国道158号現道に複数ある防災危険箇所や大型車すれ違い困難箇所、線形不良箇所を回避し、安全性・走行性が向上。 ②災害時等における救急医療の支援 ・近年、松本市西部地域（旧安曇村、旧奈川村）への救急出動件数は増加傾向。 ・また、通行止め発生リスクが低減され、松本西部地域から松本市街への救急搬送等、救急医療サービスに貢献。 ③観光産業の活性化 ・松本市西部地域（旧安曇村、旧奈川村）には、県内有数の観光地である上高地等、複数の観光地が位置している。これらの観光地の利用者数は松本市全体の約4割を占めており、観光面における需要が高い。 ・奈川渡改良の整備により、安全性・走行性が向上し、上高地等の松本市西部地域へのアクセスルートとして、観光産業を支援。 ④費用便益分析に含まれない効果 ・国道158号現道では自然災害や交通事故などにより通行止めが発生すると大幅な迂回が必要。 ・奈川渡改良の整備により、通行止めの発生が減少し、大幅な迂回を回避。 ・奈川渡改良の整備により、所要時間が短縮されることによる重症者の救急救命率の向上に期待。 ・奈川渡改良の整備により、当該路線を通過する主要拠点間のリンク評価が改善。 ・本事業において、長野県と岐阜県を結ぶ主要幹線道路での防災危険箇所の回避が図られるとともに、当該地域で重要な支援拠点への結びつきの改善に寄与、有効性の高い事業と評価できる。						
関係する地方公共団体等の意見 長野県知事の意見： 一般国道158号は、本県および国土の骨格となる重要な道路であり、「奈川渡改良」は、防災危険箇所や、大型車すれ違い困難箇所等の回避・解消、災害時等における救急医療の支援、観光の活性化に必要不可欠な事業です。 ついては、事業を継続し、積極的な予算確保と早期完成に向けた事業の推進を強く要望します。 また、事業の実施にあたっては、一層のコスト縮減に努められるようお願いいたします。						
事業評価監視委員会の意見 付帯意見を付して事業の継続を了承する。						

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等
地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等に変化が見られない。

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・平成23年度に事業化（権限代行）、平成24年度より用地取得着手、平成26年度より工事着手。
- ・用地取得率100%（令和3年3月末時点）。
- ・令和元年7月に奈川渡2号トンネル（仮称）が貫通、令和2年3月から大白川大橋（仮称）の上部工事を施工中。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・1号トンネルの設計や大白川大橋の構造見直しによる関係機関との協議難航に伴い、事業期間を4年延伸。
- ・引き続き、トンネルや橋梁の工事の促進を図り、早期の開通を目指す。

施設の構造や工法の変更等

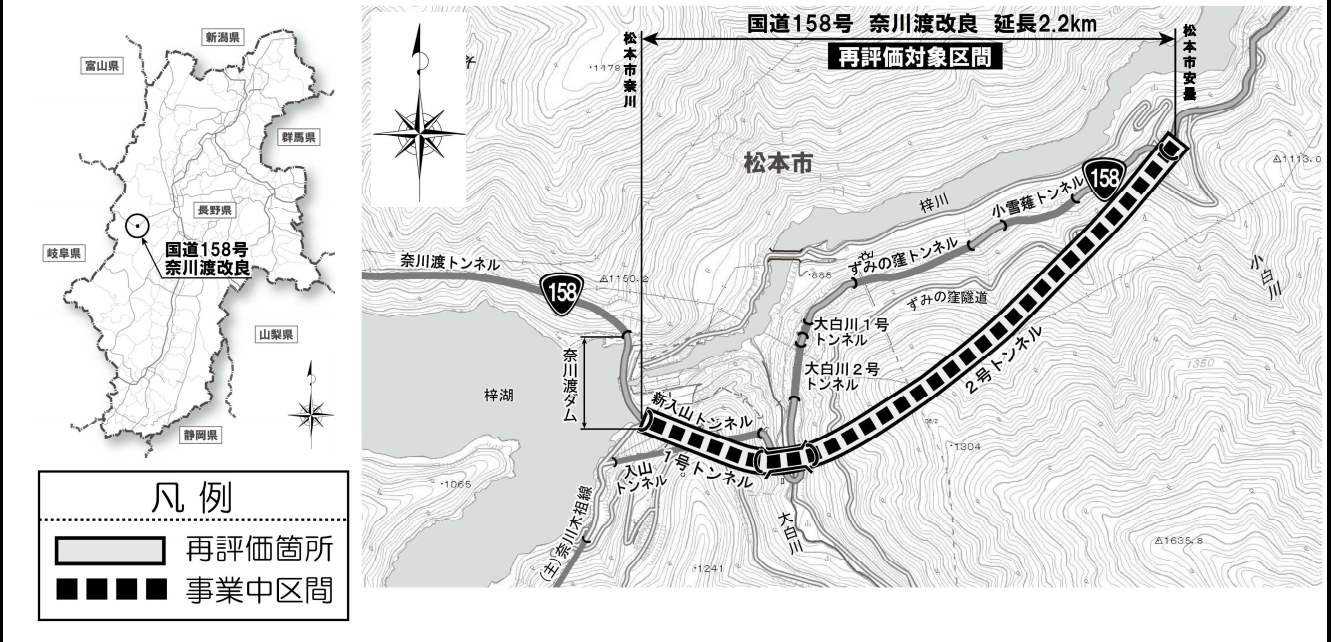
- ・2号トンネルの掘削を開始したところ、大会の崩落・切羽面の崩落が発生したため補助工法を変更・追加。地山分類の変化点で岩質判定を実施したところ、脆い岩で形成され湧水が見られたため、支保パターンを変更。
- ・橋梁工事の作業構台の基礎杭掘削にあたり、数本施工したところで、下水位が高く孔壁が自立しなかったため、掘削工法を鋼管連行型に変更。
- ・橋梁の現道交差位置の見直しに伴い、橋長が短くなり、コスト縮減を実施。

対応方針 事業継続

対応方針決定の理由

以上の事業の効果及び進捗状況、関係する地方公共団体等の意見、事業評価監視委員会による審議を踏まえると、事業の必要性、重要性は高いと考えられる。

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。